

平成27年7月30日

最高裁判所事務総長 殿

最高裁判所刑事局事務総局刑事局長 平 木 正 洋

裁判員制度施行5周年を迎えての裁判員制度広報の実施
状況等について（報告）

標記の裁判員制度広報の実施状況等について、下記のとおり報告します。

記

1 裁判員制度広報の趣旨

制度実施後の裁判員制度広報は、広報活動に充てることのできる人的態勢等も限られているため、制度導入前の準備期間中ほど活発には行われなくなっていた。しかし、裁判員制度が国民の理解と支持に支えられている制度であることに改めて立ち返ってみると、この機会に、制度施行から蓄積された実績も踏まえて正確な情報を国民に発信していく必要があると考えられ、また、広報活動を通じて、裁判官や裁判所職員が地域社会の実情や住民の生活実態や意識等に触れ、そこで得た知識や情報を選任手続など今後の裁判員裁判の制度運営に生かしていくことが有用であると考えられたため、昨年5月をもって、裁判員制度の施行から5年を迎えたことを契機として、各庁に対し、刑事局長書簡及び刑事局第一課長、広報課長書簡を発出し、出前講義を中心とした裁判員制度広報の積極的な取組みを呼びかけた（以下「5周年広報」という。）。その実施要領は別紙1のとおりである。

なお、5周年広報は、以上のような趣旨から、単なる1年限りの記念行事的なものではなく、裁判員裁判の中長期的な安定的な運営を見据えた息の長い取組として位置付けている。

2 実施状況

5周年広報は、各庁ともその趣旨をよく理解され、所長のリーダーシップの下に様々な広報活動が実施されたと考えている。別紙2は、刑事局で把握している出前講義の実施状況をまとめたものであり、別紙3は、各庁別に実施状況をまとめたものである。

別紙4は、5周年広報に参加して頂いた方々の声を集約したものであるが、この参加者からの声からもわかるとおり、裁判員裁判を経験した裁判官が主体となって実施した出前講義については大変好評であり、特に、裁判員経験者を伴う出前講義は、裁判官や裁判所職員だけの出前講義では得られない広報効果が得られたと考えている。

3 今後の裁判員制度広報について

上記2の実施状況を踏まえて、今般、裁判員制度広報の実施について、改めて、刑事局長書簡及び刑事局第一課長、広報課長書簡を発出し、5周年広報の実施状況及び出前講義の参加者の声を還元することで、各庁の広報活動の取組みによって、積極的な広報効果があったことを実感してもらうとともに、引き続き裁判員制度広報に取り組むべき旨を伝えることとした。

また、刑事局第一課長、広報課長書簡では、7月13日付け最高裁判所事務総局広報課長、同審議官事務連絡が発出されたことを受け、裁判員制度広報の位置付けについても改めて整理し、裁判員制度広報も広く裁判所の広報の一環として行われるものであると位置付け、同事務連絡との関係を明らかにしている。

刑事局としては、引き続き、裁判員制度広報に関する各庁の様々な取組みを支援していきたいと考えている。

(別紙第1)

裁判員制度施行5周年を迎えての裁判員広報実施要領

1 広報のねらい

裁判員制度の施行から5年間の蓄積を踏まえ、裁判員裁判の運用の現状と改善への取組状況を出前講義などの手段で改めて広報することで、裁判員制度に関する正確な情報を国民に周知することをねらいとする。

2 広報の内容

- (1) 裁判員裁判の進行については、選任手続、審理、評議、判決の一般的な流れと、その中で裁判員が果たす役割等について、具体的なイメージを持ってもらえるようにする。
- (2) 裁判員裁判の運用状況については、裁判員裁判に関する講師の具体的な経験や基礎的なデータ等を用いるなどして、一般的な裁判員裁判がどのように運用されているかについての正確な情報を伝えるとともに、各庁において裁判員等に実感を持って不安なく審理および評議に参加してもらうために取り組んでいる内容（争点中心の審理、人証化、評議における裁判官の説明のあり方、裁判員への精神的負担への配慮等）や、アンケートや意見交換会からうかがわれる裁判員経験者の声についても積極的に紹介するなど、これまでの経験、実績をも適宜活用しながら、国民の真摯な協力のもと、制度運営が比較的順調に推移していることを理解してもらう。
- (3) その他、先方のニーズに合わせて、適宜、裁判員制度以外のテーマを含めて取り扱うことも差し支えない。

3 広報の方法

- (1) 広報の形式については、各庁の実情に応じてどのような形式によるのがふさわしいかを検討してもらうことで差し支えないが、具体的には従前の出前講義の実施状況に応じて以下のような形式が考えられる。
 - ア 出前講義を積極的に実施している庁については、その枠組みを利用する。
 - イ 出前講義の実施回数が少ない庁についてはその規模の拡大を、出前講義を

実施していない庁については新規に実施することを検討する。

この場合に、6の募集・実施期間中に実施する裁判員裁判において、裁判員経験者に対して出前講義の趣旨などを説明して働きかけ、当該経験者の所属する会社や自治体などの団体やサークルなどのグループ等（以下「所属先等」という。）へ出前講義に出向くといった形式も考えられる。

また、そのような裁判員経験者を介した出前講義においては、本人の同意があり、かつ状況が許せば、裁判員経験者とやり取りをしながら講義を進めるという形式が考えられるところ、このような方法をとることにより、より広報内容に厚みを持たせることができると考えられる。

ウ 出前講義に赴く裁判官等の職員の負担の関係で出前講義の実施が困難な庁については、負担を軽減した方法（法廷傍聴のために来庁した方々に対し、期日後に時間の許す限りで説明を行うなど。）を検討する。

- (2) 出前講義は、国民の意識や理解に触れる絶好の機会でもある。したがって、出前講義を実施する際には、例えば、裁判員制度に対する印象や裁判員裁判への参加意欲について、また、それらが制度施行当初と比較して変化したかなどについて参加者の生の声を聴く機会としても活用することが望ましい。裁判員経験者を介した出前講義においては、裁判員経験者とのやり取りの中で、まず裁判員経験者に話を伺い、引き続いて参加者にも発言を求めるなど、参加者が意見を述べやすいよう工夫し、できるだけ多くの声を集めるようにする。

4 募集方式

募集方式については、各庁の実情に応じて個別に検討して差し支えないが、具体的には、次のような方式によることが考えられる。

- (1) 募集期間中に実施する裁判員裁判において、裁判員経験者に対し、出前講義についてその趣旨などを説明し、同経験者の所属先等にも出前講義に出向くことができる旨を働きかける。
- (2) 裁判員制度ウェブサイト募集広告に掲載する。

- (3) 裁判所から、都道府県の関連団体、教育委員会、商工会議所、地元有力企業、ロータリークラブなどの公的又は民間団体に売り込みを行う。裁判員制度実施前に行った調査の際のコンタクトポイントを活用することも考えられる。

5 派遣職員

裁判員経験者を介した出前講義については、裁判員裁判を経験した裁判官（現在、裁判員裁判実施庁の刑事部に所属している者に限る必要はない。以下同じ。）とすることが望ましい。

その他の広報形式については、各庁の実情により人選を行って差し支えないが、できる限り裁判員裁判を経験した裁判官が関わることを望ましい。

6 募集・実施期間

平成26年6月から1年間

ただし、この1年間終了後も、特に裁判員経験者を介した出前講義については、よい結果が得られれば今後も実情に応じて可能な限りで継続していくことも検討する。

7 実施回数

各庁の実情に応じ、出前講義に赴く裁判官等の職員の負担を考慮しつつ決定して差し支えない。例えば、繁忙庁においては、4(1)の募集方式を中心として派遣裁判官の負担を考慮した日数にとどめることが考えられる。また、ある程度積極的に出前講義を実施することが可能な庁においては、4(1)の募集方式から始め、その反応次第で4(2)や4(3)の募集方式を実施し、実施回数を増やしていくことも考えられる。

8 経費

出前講義等の実施にあたって必要となる職員旅費については、各庁の年度当初示達額及び高裁配分計画枠の範囲内で、各庁の工夫により対応する。

なお、出前講義に裁判員経験者が参加する場合に、謝金の支払等について疑義が生じた場合には、刑事局第一課裁判員制度企画第一係まで相談する。

裁判員制度施行から5周年を迎えての裁判員制度広報の実施状況
(平成26年6月～平成27年5月)

実施件数	138 件
参加延べ人数	10521 人
参加人数の分布	
1名以上10名未満	5 件 (4 %)
10名以上50名未満	89 件 (64 %)
50名以上100名未満	26 件 (19 %)
100名以上	18 件 (13 %)
裁判官(所長を除く)を派遣した出前講義の数	127 件
裁判員等経験者の参加した出前講義の数	29 件
うち裁判官派遣あり	29 件
うち裁判官派遣なし	0 件
参加者の所属団体	
事業関係 (民間企業, 病院・介護施設, 官公庁, 商工会議所, 事業者団体など)	67 件 (49 %)
教育関係 (中・高・大学生, 教職員, 父兄など)	41 件 (30 %)
その他 (一般公募, ロータリークラブ, 民生委員等, 各種クラブ・サークル・教養講座など)	30 件 (22 %)
実施形態	
講義方式	118 件 (86 %)
座談会方式 (講義方式と合わせた場合を含む。)	16 件 (12 %)
その他 (模擬裁判など。講義方式と合わせた場合を含む。)	4 件 (3 %)

○出前講義の実施状況(庁別・平成26年6月から平成27年5月まで)

	実 施 回 数	うち裁判官を派遣 した回数	うち裁判員経験者が 参加した件数	参 加 人 数
総 数	138	127	29	10521
東 京	7	7	6	249
横 浜	3	3	3	220
さいたま	1	1	1	150
千葉	5	5	3	92
水 戸	7	7	2	529
宇 都 宮	1	1	1	210
前 橋	4	4	1	376
静 岡	9	9	1	380
甲 府	1	1	0	182
長 野	-	-	-	-
新 潟	-	-	-	-
大 阪	14	14	0	472
京 都	4	4	1	189
神 戸	3	3	0	3724
奈 良	3	3	0	46
大 津	5	5	0	268
和 歌 山	5	5	0	265
名 古 屋	8	8	2	169
津	3	3	0	114
岐 阜	1	0	0	26
福 井	3	3	0	105
金 沢	6	5	0	261
富 山	4	3	0	116
広 島	1	1	0	300
山 口	1	1	1	207
岡 山	1	1	0	32
鳥 取	2	2	1	72
松 江	3	3	1	70
福 岡	1	1	1	34
佐 賀	1	1	0	30
長 崎	5	0	0	211
大 分	-	-	-	-
熊 本	2	2	1	84
鹿 児 島	4	4	0	195
宮 崎	6	6	0	561
那 覇	-	-	-	-
仙 台	-	-	-	-
福 島	3	2	2	65
山 形	1	1	0	124
盛 岡	-	-	-	-
秋 田	1	1	0	49
青 森	2	2	1	79
札 幌	1	1	0	24
函 館	-	-	-	-
旭 川	-	-	-	-
釧 路	-	-	-	-
高 松	2	2	0	45
徳 島	1	1	0	30
高 知	1	1	0	63
松 山	2	0	0	103

※裁判官を派遣した回数には、裁判所長を派遣したものは含まれない。

※参加人数は概数である。なお、神戸地裁の参加人数については、神戸市老眼大学の3580人を含む。

参加者の声

- ・ 以下は、各庁からの報告中「参加者の声」として記載されていたもののうち、出前講義の結果、参加者が抱いていた不安や疑問が解消された、裁判員制度に対する理解がより深まったといった広報活動の効果についての代表例である。
- ・ 複数の項目に該当するものについては、主な内容の項目に分類している。

1 裁判員に選ばれた場合、人を裁くことに対する不安について

- ・ 量刑を決めることに不安があったが、裁判官が同様の事件などでの量刑に関する資料を参考に説明してくれることや、それぞれ自分の考えを述べれば良いということを聞いて不安がなくなった。
- ・ 人の人生を決めてしまったり、自分の1票で判決が変わってしまうと思うと参加したくないと思う。しかし参加することは人生の中で良い経験になるかもしれないという気持ちも出てきた。

2 裁判員に選ばれた場合、自分の見識で職務を行うことができるか、法律用語等がわかるかどうかという不安について

- ・ 裁判員にわかりやすく説明してくれることや、審理が思っていたより難しくないことがわかったので、もし自分が今後裁判員に選ばれたときは、不安無く参加できると思った。
- ・ 司法の役割について裁判官から直接話を聞くことができたのは、非常に新鮮であった。その中で、裁判員が常識をもって判断すればよいということも心強く感じた。

3 裁判員に選ばれた場合、長期間拘束されることになるのではないかと、仕事の調整を行うことはできるのかという不安について

- ・ 裁判員として審理に立ち会う日は、一日中法廷に入ったままで、精神的、肉体

的に体がもつか不安があったが、適度な休憩時間が入ることを聞いて安心した。

- ・ 裁判員裁判に参加したくないと思っていたが、それは仕事などを休んで行くのが負担に感じると思ったからであり、今回の講義を聴いて、様々な配慮がされてることを知り、少し考えが変わった。

4 辞退事由について

- ・ 辞退できる機会が何度かあること、その際に正直に事情を申し出てくれれば、真摯に検討していると聞いて安心した。
- ・ 裁判員になると現場が困るという事情があれば、それを説明する機会があり、説明すれば、辞退理由として認められるかどうかを判断されるということは分かった。

5 裁判員に選ばれた場合の精神的負担やメンタル面に対する対応について

- ・ 遺体のカラー写真など刺激の強い証拠物については見たくないと思っていたが（複数有り）、裁判官から、裁判員の精神的負担を軽減するための具体例（傷口の写真をイラストにする等）についての説明を受け、安心した。
- ・ 私自身、くよくよ悩んでしまいメンタル的に弱いと思っているので、裁判員に選任された場合、果たして自分に勤まるのかという不安が頭をよぎったが、裁判員裁判の手の流れや、精神的負担への配慮の話聞いて、少しは不安が和らいだ。

6 守秘義務について

- ・ 裁判員を経験した知人から裁判に参加したという話を聞いたとき、「裁判員の守秘義務」について関心を持ったが、今回の講義を受けてその内容を十分に理解することができた。
- ・ 評議の中で出た意見等を秘密として守れば、公開の法廷でのやりとりは話せる

と聞いて、守秘義務の範囲が想像していたものより狭いと感じた。

- ・職業柄、守秘の重要性について認識していたが、裁判員の守秘義務には今後の評議の自由闊達さの確保という趣旨が含まれていることからより一層重要であると感じている。義務の外延をきちんと説明してもらっているので負担には感じない。当然のことと思っている。

7 出前講義に参加した裁判員経験者の経験談について

- ・「人生観が変わった」という裁判員経験者の声を知って、自分も経験してみたいと感じた。
- ・裁判員になったら、時間も拘束されるし、精神的にも負担が大きいと思っていたが、裁判員経験者の話を実際に聞くと、ケアがかなりされているようなので少し安心した。
- ・実際に裁判員経験者が体験したことを聞くことができ、評議の雰囲気を具体的にイメージすることができた。

8 その他

(1) 裁判員制度に関することについて

- ・裁判員はボランティアだと思っていたが、日当や交通費が出ることに驚いた。
- ・裁判員と裁判官の意見が食い違うことがあるのか、あるとすれば、どうするのか不安があったが、裁判官や裁判員一人一人が意見を出し合い、評議を重ねてまとめていくことを聞いて安心した。
- ・被告人が後々裁判員に嫌がらせをしないかという不安があったが、裁判員のプライバシーは守られているという説明を受け、不安が和らいだ。

(2) 裁判員制度以外について

- ・裁判官と間近で接するのは初めての経験で、想像していたイメージとは異なり、とても気さくな方でびっくりした。出前講義をもっと実施していただい

て、より多くの方々がこのような体験ができればよいと感じた。